

愛媛県デジタル人材育成推進会議設置要綱

(設置)

第1条 デジタル人材の育成強化を基盤として県内産業のDXを推進するとともに県外IT企業の誘致強化にもつなげるため、今後の地域経済を担う若者がデジタル人材として県内企業で活躍できるよう、産業DX推進を支えるIT関連企業、教育機関及び行政機関がそれぞれの人材ニーズや課題、育成策を共有し、各機関の取組に反映させるとともに、産学官が連携してデジタル人材育成の取組を推進することを目的として、愛媛県デジタル人材育成推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、デジタル人材のニーズや課題、教育や育成策に関し、各々の立場からの意見を把握し、共有するとともに、デジタル人材育成の取組を推進する。

(組織)

第3条 推進会議の構成は、別紙のとおりとする。

2 推進会議に議長を置き、知事が指名する。

3 議長は、会議を進行し、推進会議を代表する。

4 議長に事故があるとき又は不在のときは、知事が指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議の会議は、知事が招集する。

2 知事は、必要があると認めるときは、構成組織以外の者を会議に出席させ、その意見を求めることができる。

(解散)

第5条 推進会議は、その任務が達成されたときに解散する。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、経済労働部産業支援局産業人材課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月7日から施行する。

別紙（第3条関係）

名 称
愛媛県情報サービス産業協議会
特定非営利活動法人 愛媛県 I T 推進協会
愛媛ニアショア開発協議会
愛媛デジタルデータソリューション協会
サイボウズ 株式会社
株式会社 システナ
デジタル・インフォメーション・テクノロジー 株式会社
ファイブヴィレッジ 株式会社
株式会社 プラトン
国立大学法人 愛媛大学
学校法人 松山大学
学校法人 松山東雲学園 松山東雲女子大学、松山東雲短期大学
学校法人 聖カタリナ学園 聖カタリナ大学
学校法人 河原学園 人間環境大学、河原電子ビジネス専門学校
独立行政法人国立高等専門学校機構 新居浜工業高等専門学校
独立行政法人国立高等専門学校機構 弓削商船高等専門学校
愛媛県私立中学高等学校連合会
株式会社 テックアイエス
株式会社 さくら印刷 デジタルハリウッド S T U D I O 松山
愛媛県教育委員会
愛媛県